

パートII 『検察の闇』

柳検察官の「起訴状」デッチ上げ！

既に2011年（平成23年）11月19日、大阪高等検察庁検事長 柳 俊夫貴殿に対し、(<http://www.mklabo.jp/backnumber/openletter/>)、公開質問した。

東京地方検察庁検察官（外事課）貴殿が、『検察の闇』闇の執行人となり、捜査指揮した、東海銀行秋葉原支店（以下、「秋葉原支店」と記載）を舞台に、はじめから『この世に存在しない』本件「詐欺事件」話をデッチ上げた「職務犯罪行為」を告発する。

我が国の刑事訴訟法では、

検察官が公訴を提起するには、起訴状を裁判所に提出しなければならない。起訴状の記載は厳格であることが要求される。起訴状に記載すべき事項、第一、被告人の氏名、次に、裁判の対象となる「公訴事実」訴因を明示して記載する。特に、出来る限り犯行の日時、場所、方法をもって特定するよう要求されています。

信じられないことです！

本件の起訴状に記載された「公訴事実」、訴因、特に「犯行の日時、場所、方法」は、大蔵省「銀行局」の方針に従い『検察の闇』闇の執行人となった柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた、信じられない「事実」なのです。

公訴権の濫用！

検察官は、「起訴独占主義」犯罪を起訴し訴追する権限、公訴権を持っている。その貴殿が大蔵省「銀行局」の方針に従って「起訴状」をデッチ上げた事実は、公訴権の濫用であり職務犯罪行為と断言する。

柳検察官が犯した職務犯罪行為！

柳検察官が犯した「職務犯罪行為」が余りにも多く、ご理解していただくためパートIIで概要を述べます。その後、下記「その1」から「その6」と、別々に分けて職務犯罪行為を「知って」いただく。

記

- 「その1」柳検察官が犯した、銀行員に作成させた「上申書」のデッチ上げ。
- 「その2」柳検察官が犯した、融資担当者に作成させた「被害金」のデッチ上げ。
- 「その3」柳検察官が犯した、秋葉原支店長に作成させた「質権」のデッチ上げ。
- 「その4」柳検察官が犯した、「借受名義人」のデッチ上げ。
- 「その5」柳検察官が犯した、本件詐欺事件「騙取」のデッチ上げ。
- 「その6」柳検察官が犯した、本件詐欺事件を立証する「証拠」のデッチ上げ。

本件詐欺事件をデッチ上げた『検察の闇』闇の執行人、柳検察官が犯した「刑事犯罪」を含む「職務犯罪行為」を分かってもらうには、司法機関（警察・検察・裁判所）総掛かりで『国家の闇』を隠蔽するため大蔵省「銀行局」の方針に従い「無法国家」に成り下がった醜態をパートIIで、立証していきましょう。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が
公訴権濫用と承知してデッチ上げた起訴状。

- (一) 平成4年1月 7日、被害金100億円の「詐欺有印私文書偽造同行使」話を起訴状で、デッチ上げた「職務犯罪行為」です。
- (二) 平成4年1月28日、被害金30億円の「詐欺有印私文書偽造、同行使」話を起訴状で、デッチ上げた「職務犯罪行為」です。
- (三) 平成5年3月 3日、被害金150億円の「詐欺有印私文書偽造同使」話を起訴状で、デッチ上げた「職務犯罪行為」です。

平成4年4月30日、起訴（一）追起訴（二）の法廷審理が行われている最中、平成5年3月3日、追起訴（三）が提起されたことを皆様は、通常通りと判断する。

皆様の判断は間違いです。その理由を述べます。柳検察官が起訴（一） 追起訴（二）をデッチ上げた「職務犯罪行為」が発覚する出来事が法廷で立証されたのです。

一審第7回公判で本件裁判は終了です。

平成4年12月20日、一審第7回公判、検察官による銀行員の主尋問そして弁護人の反対尋問で、弁護人が銀行員に（弁1号証）「資金繰り表」を提示して「チャート1～75」まで一件、一件「正規」と「不正」の取引内容と融資金（被害金）の流れを追及したのです。

その結果、全く「起訴状」とは、別な預金担保融資に「約束手形」を用いた取引が存在していた真相が発覚した。そして本件起訴（一）（二）の被害金130億円が住友銀行住友ツインビル支店（株）エーデル普通預金口座に7日間しか存在せず、そのまま東海銀行に送金されて運用されてる事実が判明したのです。

当然のことですが、私はノンバンクから騙し取った融資金を、一銭も「使うこと」ができない「使って」いない「事実」が証拠で立証されたのです。

秋葉原支店ダミーウェイアウトスポーツ・マッシュユ名義、各50億円の「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた取引を銀行員が証言したのです。

この事実こそ、秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作がシステム化された事実です。（第2章～5章参照。）

裁判所に公訴提起した訴因「質権設定承諾書」の預金拘束が存在しない。犯罪取引構造「ノンバンク⇄借受名義人」も、犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資も、はじめから『存在しない』事実が「資金繰り表」で立証されたのです。

私は、富士銀行事件・東海銀行事件の法廷に弁護人と速記者を傍聴させ記録を取っていました。全て認めている法廷には「資金繰り表」が開示され、否認の法廷には当然のこと検察が隠します。

(弁1号証)「資金繰り表」は、第1回法廷で「訴因を明らかにせよ」訴因のない法廷を主張した、弁護団が裁判所と検察に突きつけた法治国家であるなら「公訴棄却」せよと訴えた「証」なのです。

そして、検察官に「公訴の取り下げ」を要求し公判を維持するなら訴因の変更と「質権」の銀行内実務手続きと「資金繰り表」を開示することを書面で請求したのです。

裁判所も公判維持はできない方向で「身柄を出す」保釈手続きを主張した主任弁護人副主任弁護人に同意した。

私は、弁護人から保釈の手続きをしているので大丈夫と言われ、やっと正月を温泉で過ごせる。その前に1年2ヶ月以上の勾留で身体が弱り切って救急車の世話になっていたので入院しようなどと、万世橋警察署留置所で毎日期待して待っていました。

松が開け、弁護人が面会にきて保釈が棄却され、高裁に準抗告していることを言われても信じられない、話を冷静に聞くことができず、何故、どうして弁護人に喰ってかかり裁判がおかしい！弁護人も怒り今「色々情報を取っているので待ってくれ」と言われ毎日怒りまくり気が狂いそうでした。

弁護人は面会でも「待ってください。」だけでしたが、1月末再再逮捕の情報が入りました。『暗黒』です。真っ暗闇です。

平成5年2月10日、再再逮捕です。留置所から出されまた逮捕され手錠を打たれました。余りにも残虐です。私は黙ってハンストに入りました。

国家権力の恐ろしさ、これでもか、これでもかと押し潰す権力に恐怖を感じますがにもう限界無理です。また勾留が続くのなら親に貰った命です。国に対して柳検察官に責任取らせるには、自らの命を差し出す決心をしたのです。

誤解しないでください。同情もお涙頂戴もいらぬのです。そんなうわっらな話ではないのです。

犬です！ゲージの中に入れられ、毎日同じドックフードを食べて、散歩することもできずトイレも食事も全て監視されている犬以下の生活を平成3年12月17日から平成5年2月18日まで、414日です。特に私は「特別指定留置人」ですから、非道・残酷・残虐な思い出すのも辛い経験です。

私の「完黙否認」「拘留取消請求」に対する司法機関の報復です。

自分が悪いことをしたのであれば我慢できるでしょうが、全く分からないノンバンクから130億円騙し取ったと言われても、法廷で「資金繰り表」で一銭も使っていないことが立証されているのになぜ釈放しない！

違法捜査手続に対してハンストを決行していた最中、平成5年2月16日、柳検察官、貴殿から平成5年2月17日の急な取調べの連絡が入った。

平成5年2月17日午後1時、東京地方検察庁それも異例な資料室での私に対する取調べで初めて貴殿の顔を見て、おどおどしている態度に私が何を考えて、何をしようとしているのか知ってるから異例な資料室で外に警備員を待機させていたのです。（後に、捜査員が教えてくれたのです。）

私はくやしきのあまり自ら歯で口の中を噛み切り、貴殿の机に血を吹きかけ最後に「一言」言ったはずだ。『これは法律論でなく感情論だ！俺は負けない。一生掛けて真相を追及する。』あの「血のバトル」を貴殿が忘れても私は鮮明に覚えている。

この取調べに立ち会った万世橋警察留置係 蔵座部長佐々巡查も覚えている。そして私は翌日、平成5年2月18日、東京拘置所に移管された。やっと犬のゲージから解放されたのです。

東京拘置所で、特別指定拘留人として24時間監視カメラ付き独居房で生活です。朝、暖かい「味噌汁」を飲んだ時、運動場で裸足で土を踏んだ時、雨に打たれた時、涙があふれ出ました。そんな時でも毎日朝の勤行般若心経を黙読して「写経」をしてから本件詐欺事件の『真実』を平成5年2月18日から平成15年5月20日、延べ9年半国家権力と闘い続けました。

「血のバトル」から17年後、貴殿が記者会見した！

平成22年9月21日午前11時、貴殿は大阪高等検察庁検事長として郵政（村木さん）不正事件にかかる**証拠改竄事件**にからむ大阪地方検察庁幹部らの逮捕について、記者会見をした。「最高検が今後、刑事罰も視野に入れ徹底的に捜査して**厳正に対処する**と聞いている。大阪高検としても**全面的に協力したい**」ふざけるな！お前が何を言ってる！「血のバトル」です。

平成22年10月1日午後11時また「管内の検察官を監視すべきものとして**誠に遺憾で深くお詫び申し上げます**。信頼回復に向け全力で取り組む」とコメントを読み上げ国民に陳謝する貴殿の姿を私は、まじまじと「室岡政治経済研究所」の事務所で社員とテレビを見ていたのですが我慢できません。

我慢できない！

貴殿が記者会見できる地位、政府各省の政務官と同じ待遇を受ける認証官である大阪高検検事長まで出世した今の姿を見て、私は今こそ我が国の司法検察の不正・腐敗を発表することが「生き証人」の役目と確信した。

貴殿が大阪高検検事長まで出世して、記者会見できる地位にまで栄進できたのは、大蔵省「銀行局」の方針に従い、『**検察の闇**』闇の執行人となり平成5年3月3日、追起訴（三）を「職務犯罪行為」を用いて公訴提起した。

貴殿は『**検察の闇**』闇の執行人となり我が国のマネーゲーム「**国政と金**」**利権政治の破滅と司法の崩壊を回避した功績だった**『**真実**』を記者会見から12年かけ明らかすることができた。

貴殿との「血のバトル」は終わった。

29年の時間をかけて『これは法律論でなく感情論だ！俺は負けない。一生掛けて真相を追及する。』を成し遂げた。

それが「無法国家」を立証した追起訴（三）！

平成5年3月3日、柳検察官が追起訴（三）はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ公訴提起した。

この公訴提起こそ、裁判所が柳検察官の「職務犯罪行為」と承知して、大蔵省「銀行局」の方針に従い、東海銀行と企てた総額660億4243万円という「国際保険金詐欺」を為すため『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』そのため法廷を「維持」した。

我が国のマネーゲーム「国政と金」利権政治の破滅と司法の崩壊を回避するため『検察の闇』闇の執行人柳検察官が犯した「職務犯罪行為」世界的にも類のない日本独自の司法期間（警察・検察・裁判所）の『闇』その醜態「無法国家」を、あからさまに晒した法廷審理を無理やり「維持」したのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い裁判所が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知したその上で「有罪」を宣言するための法廷審理です。（第6章を参照）

裁判所が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知したその上で「有罪」を宣言すれば、国民は誰でも「存在した」何の疑いも挟むことなく「存在した」と判断する、恐ろしい日本という国の現状です。

ですから、平成22年11月19日、第1弾「公開質問状」を貴殿と国民にインターネットを用いて公開したのです。

この追起訴（三）が「司法検察最後の墓」となったのです。司法機関（警察・検察・裁判所）『闇』その発覚を隠蔽すべく『検察の闇』闇の執行人柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を起訴（一）追起訴（二）（三）全て、デッチ上げた『真実』を立証することができました。

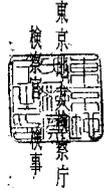
起訴（一）「起訴状」を検証してください。

平成3年換第36240号
36241

左記被告事件につき公訴を提起する。

平成四年一月七日

東京地方裁判所 検事 東京地方裁判所 検事



新設

森本 亨



被告人森本亨は、

公 訴 事 実

森 本 亨

被告人間名は、株式会社
ウエイアウトスポーツ（以下「ウエイアウトスポーツ」という）代表取締役吉川一と共
様の上
第一 ウエイアウトスポーツ及び有限会社マッシュ（以下「マッシュ」という）の各名
義でオリックス・アルファ株式会社（以下「オリックス・アルファ」という）から
融資金名下に金員を預取しようと企て、平成三年六月一〇日ころ、東京都中央区京
橋二丁目八番一八号所在オリックス・アルファに電話をかけ、同社東京営業第一



第二 同日、前記秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしきままに、質権の対

営業第一課川合潤治に対し、ウエイアウトスポーツ及びマッシュの各名義でオリックス・アルファから借り受ける金員を、いったんは秋葉原支店にウエイアウトスポーツ及びマッシュの各名義で通知預金するもの、これを解約して費消する意図であって、オリックス・アルファのために右預金に質権を設定する意思も、その質権設定について秋葉原支店長の承諾手続をとる意思もないのに、「ウエイアウトスポーツとマッシュが五〇億ずつ協力預金してくれることになった。秋葉原支店に通知預金して担保設定するので融資をお願いしたい。」旨申し向けて融資方を申し込み、右川合を介しオリックス・アルファ代表取締役湯村康をして、貸付金をもって預け入れられる右各五〇億円の通知預金に同社のため質権設定の承諾がなされ、貸付金の回収を確実にし得るものと誤信させ、よって、同月一三日、同社係員をして、同区京橋二丁目八番一八号所在株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アルファの当座預金口座から、同都千代田区神田平河町三番地一所在秋葉原支店のウエイアウトスポーツ名義の通知預金口座及びマッシュ名義の同口座に、五〇億円から利息分を差し引いた各四八億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させ、合計九七億五、七九四万五、二〇六円を騙取し

罪 名 及 び 罰 則
第一 詐 欺 刑法第二四六条第一項、第六〇条
第二 有印私文書偽造、同行使 同法第一五九条第一項、第一六一条第一項、第六〇条

これほど、非常識な「起訴状が存在すること」が日本の恥なのです！

その証拠、甲18-10号証「債権譲渡契約書」です。



契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と立証した。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権を装った「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したことになります。

平成3年6月13日、オリックスアルファが100億円騙し取られた「詐欺有印私文書偽造同行使」罪は、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して「起訴状」を、貴殿がデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証したのです。

追起訴 (二)

平成4年校第2995号

追起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

平成四年一月二十八日

東京地方検察庁

検察官 柳 俊夫

柳 俊夫

東京地方裁判所 殿

本籍 大阪府大阪狭山市半田二丁目五五〇番地
住居 不 定
職業 無 職 (勾留中)

森 本 享
昭和二十八年七月十七日生



本籍 電気郵便谷市新町六丁目六番
住居 不 定
職業 無 職 (勾留中)

室 岡 克 典
昭和二十五年八月八日生

公 訴 事 実

被告人森本享は、株式会社東海銀行秋葉原支店（以下「秋葉原支店」という）の支店長代理として、同店の得意先に対する貸付、預金業務等を担当していたもの、同室岡克典は、株式会社エーデルの実質経営者であったものであるが、被告人兩名は、株式会社ウエイアウトスポーツ（以下「ウエイアウトスポーツ」という）代表取締役吉川一と共謀の上

第一 ウエイアウトスポーツ名義で協和商工信用株式会社（以下「協和商工信用」という）から融資資金名下に金員を購取しようと企て、平成三年六月一日ころ、東京都中央区日本橋二丁目三番六号所在協和商工信用に電話をかけ、同社営業課長小山修一に対し、ウエイアウトスポーツ名義で協和商工信用から借り受ける金員を、

秋葉原支店にウエイアウトスポーツ名義で通知預金するものの、これを解約し消す意図であつて、協和商工信用のために右預金に質権を設定する意思も、質権設定について秋葉原支店長の承諾手続をとる意思もないのに、「ウエイアウトスポーツ」が三〇億円協力預金してくれることになつた。秋葉原支店に通知預金担保設定するので融資をお願いしたい。旨申し向けて融資方を申し込み、右を介し協和商工信用代表取締役石田正彦をして、貸付金をもって預け入れられ二〇億円の通知預金に協和商工信用のため質権設定の承諾がなされ、貸付金を確実にし得るものと誤信させ、よつて、同月二〇日、同都千代田区神田平河番地一所在秋葉原支店において、右小山をして、同支店のウエイアウトスポーツの普通預金口座に、三〇億円から利息分を差し引いた二九億二、五〇九万円を振込入金させてこれを購取し

月一九日ころ、前記秋葉原支店において、行使の目的をもつて、ほしいまま質権の対象を前記ウエイアウトスポーツ名義の通知預金とし、質権設定者を同質権者を協和商工信用とする質権設定承諾依頼書一通の質権設定承諾者欄に京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店支店長本谷絃と刻した記名印及び「東海銀行秋葉原支店支店長印」と刻した印鑑をそれぞれ

罪 名 及 び 罰 条
詐欺 刑法第二四六条第一項、第六〇条
有印私文書偽造・同行使 同法第一五九条第一項、第一六一条第一項、第六〇条



同日 井上 浩



法治国家であれば、この「起訴状が存在する」ことが、国民の恥なのです！

平成4年1月28日、協和商工信用株式会社から借受名義人株式会社ウェアウトスポーツを協力預金、30億円の借受名義人に仕立て上げて、30億円を騙し取った「詐欺有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げて起訴した。

犯罪取引構造 「協和商工信用株式会社⇔借受名義人ウェアアウトスポーツ」

犯罪構造 協和商工信用株式会社 から借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をした、はじめから『この世に存在しない本件詐欺事件』話をデッチ上げたのです。

その証拠「債権譲渡契約書」です。

債権譲渡契約証書

平成4年3月30日

住所 東京都中央区日本橋三丁目三番六号
 譲渡人(甲) 協和商工信用株式会社
 代表取締役 石田正彦

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 株式会社東海銀行
 譲受人(乙) 代表取締役 瑞岩 成

協和商工信用 株式会社 を甲とし、株式会社 東海銀行 を乙として、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条
 甲は、債務者(以下、丙という) 株式会社 ウェイアウトスポーツ に対する下記債権を質権とともに代金金参拾零億零千参百七拾参万玖千八百七拾四円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条
 甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条
 甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条
 甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条
 丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。
 この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示
 金参拾式億八千四百五万四千七百九拾四円也
 ただし、平成3年6月20日付取引約定書に基づき、平成3年6月20日振出の約束手形による貸付金債権元本金参拾億円および平成3年9月21日以降本日まで年18%の割合による遅延損害金債権金式億八千四百五万四千七百九拾四円

2. 質権の表示
 平成3年6月20日付担保差入証、同日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権
 発行銀行名 株式会社 東海銀行秋葉原支店
 預金種類 通知預金
 通帳番号 129338-00001
 預金金額 金参拾億円也
 預入日 平成3年6月20日
 預金名義人 株式会社 ウェイアウトスポーツ

平成3年6月20日、協和商工信用は秋葉原支店と他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔協和商工信用」をシステムどおり「BIS規制8%」クリア操作用の民事取引を行い金利を得ていたのです。平成4年3月30日、東海銀行は協和商工信用と「債権譲渡契約書」を締結し、お互いに「約束手形債権」(CP)金融商品一式を用いた民事取引として処理した。

「法治国家」であれば、私を釈放するのが「法」です。

平成4年1月16日、大蔵省「銀行局」の方針に従い『検察の闇』闇の執行人柳検察官貴殿が、総額660億4243万円という「国際保険金詐欺」を為すため『室岡だけがねらいだから!』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ!』法を無視して、本件詐欺事件話と承知して「起訴状」をデッチ上げた。

柳検察官、貴殿を検事長にした追起訴(三)「起訴状」を公開します。

平成5年検第3682号

追 起 訴 状

左記被告事件につき公訴を提起する。

平成五年三月三日

東京地方検察庁
検察官 検事 柳 俊夫

東京地方裁判所 殿

本籍 東京都保谷市新町六丁目六番
住居 不 定
職業 無 職

(勾 留 中)

室 岡 克 典
昭和二五年八月八日生

364

東京地方裁判所 検察官 柳 俊夫 5.3.-3

公 訴 事 実

被告人は、不動産の売買、仲介斡旋業等を営む株式会社エーデルの実質経営者であつたものであるが、株式会社東海銀行秋葉原支店(以下「秋葉原支店」という)の支店長代理として、同店の得意先に対する貸付、預金業務等を担当していた森本享及び同支店の取引先で一般区域貨物自動車運送事業を営む株式会社出島運送(以下「出島運送」という)の取締役副社長をしていた出島道夫と共に、

第一 出島運送名義で総合ファイナンスサービス株式会社(以下「総合ファイナンスサービス」という)から融資金名下に金員を騙取しようとして、平成三年六月中旬ころ、東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番九号総合ファイナンスサービスに電話をかけ、同社営業第一部長長野瀬省三に対し、出島運送名義で総合ファイナンスサービスから借り受ける金員を、いったんは秋葉原支店に出島運送名義で通知預金するもの、これを解約して費消する意圖であつて、総合ファイナンスサービスのために右預金に質権を設定する意思も、その質権設定について秋葉原支店店長の承諾手続をとる意思もないのに、「出島運送名義で秋葉原支店に協力預金をすることに、秋葉原支店に通知預金して担保設定するので、出島運送に一五〇億円の預

金担保融資をお願いしたい。」旨申し向けて融資方を申し込み、右野瀬を介し総合ファイナンスサービス代表取締役中村一義をして、貸付金をもって預け入れられる右一五〇億円の通知預金に同社のため質権設定の承諾がなされ、貸付金の回収を確実にし得るものと誤信させ、よって、同月二十八日、東京都千代田区神田平河町三番地一秋葉原支店において、右野瀬をして、同支店の出島運送名義の通知預金口座に、一五〇億円を振込入金させてこれを騙取し

第二 同日、前記秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしいままに、情を知らない同店支店長代理栗原克郎をして、質権の対象を前記出島運送名義の通知預金とし、質権設定者を同社、質権者を総合ファイナンスサービスとする質権設定承諾請求書二通の各質権設定承諾者欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店支店長本谷敏三」と刻した記名印及び「東海銀行秋葉原支店支店長印」と刻した印鑑をそれぞれ冒捺させ、もって秋葉原支店長本谷敏三作成名義の質権設定承諾書二通を偽造した上、同日、同所において、前記野瀬に対し、右偽造に係る質権設定承諾書二通を真正に成立したものに装って一括交付して行使したものである。

罪名及び罰条

第一 詐欺 刑法第二四六条第一項、第六〇条

第二 有印私文書偽造・同行使 同法第一五九条第一項、第一六一一条第一項、第六〇条

右は購本である
東京地方検察庁
同日
検察事務官 西村英一

平成5年3月3日大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が追起訴（三）平成3年6月28日、総合ファイナンスサービスから協力預金の借受名義人株式会社出島運送が150億円を騙し取った「詐欺有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げ起訴した。

追起訴（三）

平成5年3月3日、総合ファイナンスサービス（株）から借受名義人、出島運送株式会社を協力預金150億円の借受名義人に仕立て上げて150億円を騙し取った、「詐欺有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げて起訴した。

犯罪取引構造 「総合ファイナンスサービス⇔株式会社出島運送」

犯罪構造 総合ファイナンスサービスから借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をした、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件』話をデッチ上げた。

総合ファイナンスサービスは柳検察官が「職務犯罪行為」でデッチ上げた追起訴（三）には協力しません。取引相手が「銀行」と「借受名義人」がすり替えられている公訴権濫用には絶対に協力できません。隠蔽工作の共犯者になります。

本件詐欺事件をデッチ上げた重要なポイントです。

皆様にご理解いただきたいことは、本件詐欺事件をデッチ上げた根幹こそ富士銀行赤坂支店極秘特別「プロジェクト」内でダミー預金者名義で発生させた2600億円をノンバンクの被害金をデッチ上げ「肩代わり」をして一括償却「粉飾決算」不正会計処理が終わっています。（第4章参照。）

秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内でダミー預金者名義で発生させた630億円の収末処理にノンバンクを「被害者」に仕立て平成4年1月16日「債権譲渡契約書」をノンバンクと締結し「粉飾決算」不正会計処理した。

当然、平成4年1月16日、総合ファイナンスサービスも「債権譲渡契約書」を東海銀行と締結し遅延損害金をもらい全て民事取引として処理している。

追起訴（三）が司法検察「最後の墓場」となったその理由です。

総合ファイナンスサービスは、柳検察官が平成5年3月3日追起訴（三）公訴提起した「公訴事実」をデッチ上げた、職務犯罪行為の共犯にならないための保全をした。

総合ファイナンスサービスの保全。

総合ファイナンスサービスはオリックスアルファ同様に会社としては柳検察官のデッチ上げには協力しません。ですから柳検察官はオリックスアルファ同様に融資担当者二名を被害者に仕立てました。山寺部長と野瀬次長です。

会社の指示で柳検察官のデッチ上げには、山寺部長と野瀬次長が協力しません。「通知預金証書」と「質権設定承諾書」を提示して富士銀行事件を「不正」東海銀行事件を「正規」と「預入番号ー00001」で立証した。

ここでは、野瀬次長の検面調書を用いて立証します。

供 述 調 書	住 居 千葉県市原市五井東一丁目二番一四号	職 業 会社員	電 話 局 番 番	氏 名 野 瀬 省 三	昭 和 七 年 九 月 二 四 日 生 (五九歳)	右の者は、平成四年八月三十一日東京地方検察庁において、 本職に対し、任意次のとおり供述した。	一 私は、昭和三十一年一月一六日、 住友生命保険相互会社 に入社し、昭和六三年七月付をもって現在の 総合ファイナンスサービス株式会社 代表取締役 中村一義(当時)	検 察 庁	に出向となり、営業第一部長として一般企業に對 する融資業務を行っています。	二 今回、巨額不正融資事件として世間を騒がせた 富士銀行赤坂支店 の元渉外第二グループ課長 中村 稔	等と、 東海銀行秋葉原支店 の元支店長代理 森本 享	等が敢行した事件について、私どもでもその被害に あつておりますので、その状況等について申し上げ
------------------	-----------------------------	---------------	-----------------------	----------------------------	---	---	--	-------------	--	--	-------------------------------------	--

赤坂支店を訪れ、中村と面談し、三月一日融資実行 の段取を兼ねて融資実行のお礼を言ったのですが、 中村はいわゆる銀行員タイプではなく「俺は、頭取 よりよっぽど仕事をしている。」とか、「橋本大蔵 大臣とはツーカーの仲で、いろんな情報を人より早 く知りうる立場にある。」という自慢話や、総量規 制は近々解除されるだろうというような経済情勢の 話で終始し、私達は中村の話に圧倒されて帰ってき たというのが実情でした。	そして、三月一日、富士銀行赤坂支店において、 出島副社長、吉田課長立ち会いのもとで一〇〇億円 の融資を実行したのですが、中村課長は、私どもの 持参した当社の預金通帳、払出伝票と質権設定承諾 請求書二通を受取り、本案件の通知預金証書を作つ たり、質権設定承諾手続きをとったりし、通知預金 証書と質権設定承諾書を渡してくれました。	この通知預金証書や質権設定承諾書が偽造のもの とは夢にも思いませんでした。	このとき本職は、平成三年二月二六日付け貸付金稟議書、 同年三月一日付け 金 消費貸借契約証書、質権設定承諾請求 書、質権設定契約書及び通知預金証書の各写しを示し、これ を本調書末尾に添付することとした。	これらが、本案件に関する契約関係書類ですが、 金銭消費貸借契約証書、質権設定承諾請求書、質権	副 字 如 字
--	---	--	---	---	------------------

総合ファイナンスサービスの保全是、検面調書に添付させた「通知預金証書」と「質権設定承諾書」です。

柳検察官が、追起訴（三）で「東海・富士」両行にまたがる「銀行員を操る3300億円の黒幕」として、富士銀行赤坂支店から総合ファイナンスサービスに返済された100億円を、そのまま平成3年6月28日、秋葉原支店で行った「協力預金」の取引に用いた原資金とデッチ上げた。

ところが、野瀬次長は富士銀行事件の銀行員が「通知預金証書」と「質権設定承諾書」の「預入番号－00001」がない偽造と立証した。東海銀行事件の「通知預金証書」と「質権設定承諾書」は「預入番号－00001」があり「正規」を立証したのです。

その証拠が有効な「100億円の通知預金証書」と「質権設定承諾書」です。

通知預金証書		
株式会社出島運送 様		
口座番号 129387-00001	預入金額	利率* 2.330% 税区分課税
預入日 3-6-28	¥10,000,000,000 円	居置期間 預入日から7日間
証書作成日 3-6-28		お引出の予告 2日以前
上記の金額を裏面記載の約定によってお預りいたしました		
取扱店 秋葉原支店		
株式会社 東海銀行	取締役頭取	伊藤喜一郎

「預入番号－00001」があります。

通知預金証書の預入番号ー 00001 が存在しています。

通知預金証書の預入番号ー 00001 が存在しています。

株式会社 出島運送 (以下甲という) 総合ファイナンスサービス株式会社 (以下乙という) とは、買付設定に関しつぎのとおり契約した。

第 1 条 甲が乙との間に締結した平成 3 年 3 月 1 日付 通知預金貸付契約 にもとづき、甲が乙に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として下記預金に買付を設定し、預金証書を乙に引渡し乙はこれを受領した。

記

預 金 名 通知預金
 額 面 金 額 1,000,000,000
 証 書 番 号 127927-00001
 満 期 日 127387
 名 義 人 株式会社 出島運送
 金融機関名 東海銀行 秋葉原支店

第 2 条 甲は本契約締結後遅滞なく本買付設定につき、書面により当該金融機関の承諾を得なければならない。

第 3 条 乙が甲の 原契約の各条 の違反により第 1 条の預金につき支払を受けたときは、乙は当該預金相当額をもって甲に対する債権にその弁済の定め如何にかかわらず充当することができる。この場合もし不足があるときは、甲は乙に直ちに現金で一括弁済し、残金があるときは乙は甲に返却する。

第 4 条 本契約に定めなき事情または本契約の各条項につき疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

本契約の成立を証するため本証書 2 通を作成し、甲乙各 1 通保有する。

平成 3 年 6 月 29 日

甲 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号
 株式会社 出島運送
 代表取締役 出島 正男

乙 東京都中央区日本橋茅場町2丁目17番9号
 総合ファイナンスサービス株式会社
 代表取締役 中村 一義

通知預金証書の預入番号ー 00001 が存在しています。

通知預金証書の預入番号ー 00001 が存在しています。

東海銀行 秋葉原支店 印中

買付設定者 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号
 株式会社 出島運送
 代表取締役 出島 正男

債 務 者

買 付 者 東京都中央区日本橋茅場町2丁目17番9号
 総合ファイナンスサービス株式会社
 代表取締役 中村 一義

債 務 者 株式会社 出島運送 が 総合ファイナンスサービス株式会社 に対して現在及び将来負担する一切の債務の担保として、下記明細の預金元利金のうえに買付を設定いたしましたから、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

なお、次項についてもご承諾願いたく併せてご依頼申し上げます。

- 下記明細の預金を書替・継続した場合、預金証書が併合・分割・継続または利息元加されても、また期間・利率が変更されても書替えられた預金は引続き上記債務の担保とすること。
- 前項の預金の書替・継続は買付設定者において買付者の同意を得てこれを行うことができる。
- 買付に対し、買付者から本買付実行の請求がなされた場合は、本預金期日の到来のいかんにかかわらず債権行使の事実を確認することなく、また買付設定者の同意なしにただちにこれに応ずること。

< 明 細 >

127927

種 類	執行銀行	証書番号	預入日	期 日	金 額	名義人
通知預金	東海銀行 秋葉原支店	127927-00001	平成 3 年 3 月 1 日		1,000,000,000	株式会社 出島運送
			注 下 手 白			

上記買付設定および依頼事項を承諾いたしました。

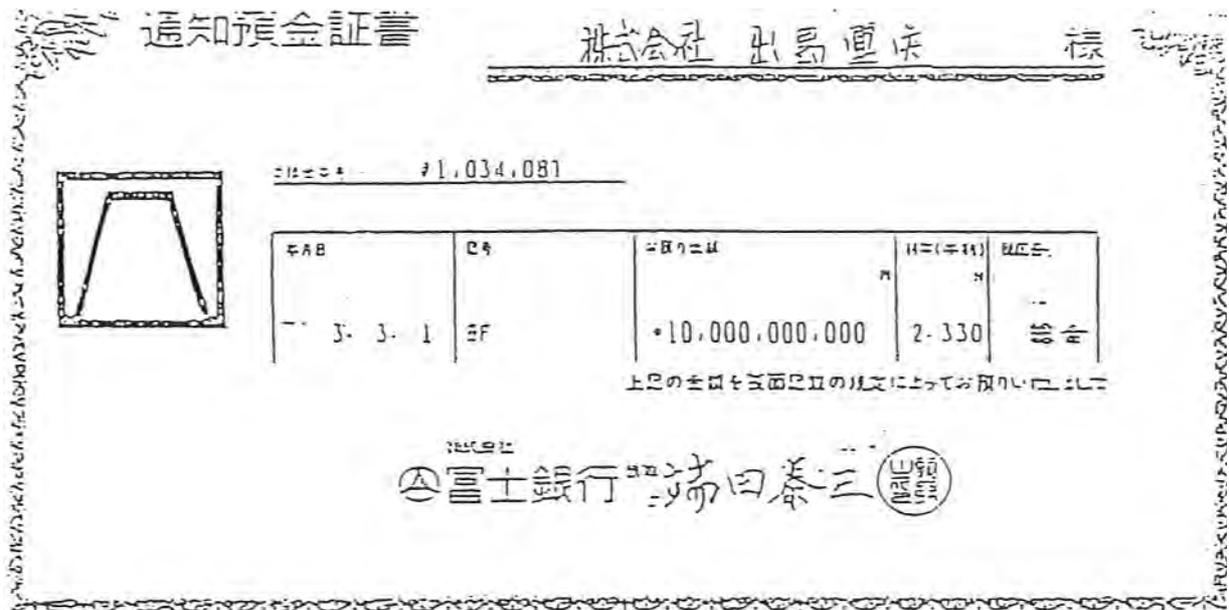
平成 3 年 6 月 29 日

東京都千代田区神田平河町3番地1
 株式会社東海銀行秋葉原支店
 支店長 本谷 勉三

第八五八六号

富士銀行赤坂支店から東海銀行秋葉原支店の「協力預金」を作成する原資金100億円をデッチ上げたことで、富士銀行赤坂支店事件のデッチ上げを暴露してしまったのです。その証拠が偽造された「100億円の通知預金証書」と「質権設定承諾書」です。

皆様、100億円の「架空通知預金証書」をみてください。



「預入番号ー00001」がありません。

東海銀行秋葉原支店の「100億円の通知預金証書」と見比べてください。

「預入番号ー00001」がありません。誰が見ても分かるように偽造です。

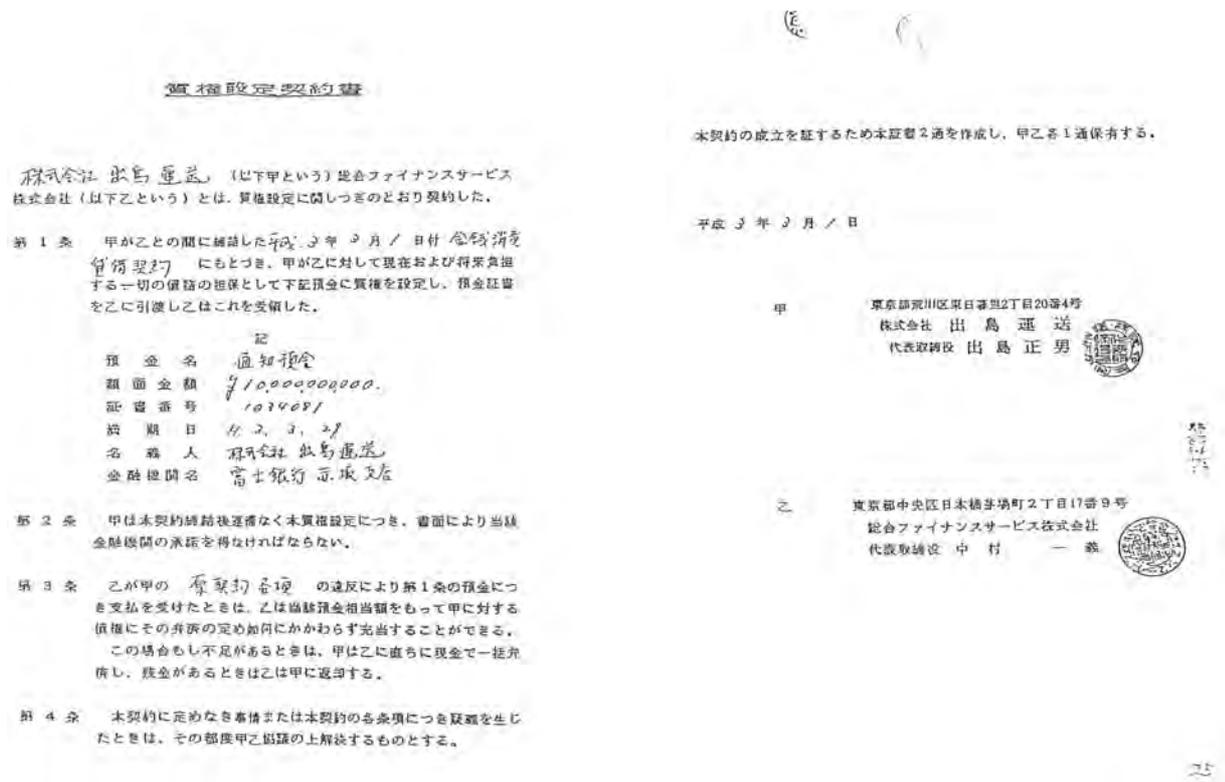
総合ファイナンスサービスは100億円を株式会社出島運送に融資する担保になる100億円の通知預金証書の宛名が手書き、頭取の名前も手書き、頭取の印も偽造が誰でもわかる「総合ファイナンスサービス⇔株式会社出島運送」の取引はできないのです。

総合ファイナンスサービスは「BIS規制8%」クリア操作他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔総合ファイナンスサービス」民事取引をして金利を得ただけです。

住友銀行の100%子会社の総合ファイナンスサービスは平成4年1月16日、東海銀行と「債権譲渡契約書」を締結してこの100億円は処理しています。

総合ファイナンスサービスは保全として野瀬次長にわざと富士銀行赤坂支店の偽造「100億円の通知預金証書」と「質権設定承諾書」を添付させたのです。

その証拠が「質権設定承諾書」です。審判ください。



通知預金証書の預入番号ー00001がありません。存在していません。

総合ファイナンスサービスは富士銀行赤坂支店と東海銀行秋葉原とも「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」をシステムどおり金利稼ぎしただけです。そこに総合ファイナンスサービスが被害者になれる「犯罪」は存在しないのです。

総合ファイナンスサービスは東証上場企業として柳検察官の職務犯罪行為を暴露したのです。総合ファイナンスサービスはオリックスアルファ同様に平成4年1月16日、「債権譲渡契約書」で「秋葉原支店⇔総合ファイナンスサービス」の取引で銀行員個人が偽造した「質権設定承諾書」を対外的には「有効」とお互いに認め極秘特別「プロジェクト」の隠蔽工作までは被害者になります。

その証拠が「100億円の債権譲渡契約書」です。



債権譲渡契約証書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区八丁三丁目12番8号
 譲渡人(甲) 総合ファイナンスサービス株式会社
 代表取締役 笠輪茂樹

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
 譲受人(乙) 株式会社東海銀行
 代表取締役 瑞岩 成

総合ファイナンスサービス株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行 を乙として、当

事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という)株式会社 出島運送 に対する下記債権を質権とともに代金金壹百貳拾玖万貳千貳拾陸円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
 ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責に帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。即ち東海銀行が全て「瑕疵の責任を取れ」そういうことです。

総合ファイナンスサービスはすでに大蔵省「銀行局」の方針に従い、平成4年1月16日、東海銀行と「債権譲渡契約書」を締結し遅延損害金2億2921万2326円の支払いを受け「被害者」の役目が終了しているのです。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
 なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金壹百四億貳千五百七拾五万参千四百貳拾四円也
 ただし、平成3年3月1日付金銭消費貸借契約証書による貸付金債権
 元本金壹百億円および平成3年9月28日以降本日まで年14%の割合による遅延損害金債権金四億貳千五百七拾五万参千四百貳拾四円

2. 質権の表示

平成3年6月28日付質権設定契約書、同日付質権設定承諾請求書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権
 発行銀行名 株式会社 東海銀行秋葉原支店
 預金種類 通知預金
 証書番号 129387-00001
 預金金額 金壹百億円也
 預入日 平成3年6月28日
 預金名義人 株式会社 出島運送

以上

総合ファイナンスサービスは平成5年3月3日柳検察官の血迷った、追起訴(三)には呆れはて、後に隠蔽工作が発覚したとき「正規」の民事取引として株主訴訟などを考え保全に走ったのです。

お知らせすべきことは、この山寺部長と野瀬次長の検面調書を録取した検察官は東京拘置所で私の取調べをした検察官です。取調べで『室岡さん、お身体は大丈夫ですか？完黙否認でいいですよ。供述調書は完黙否認で作ります。

何故銀行の後始末を検察がするのか？私は検事を辞めて九州に帰り弁護士になります。頑張ってください。』嬉しくて涙が溢れました。出所してから調べたら本当に九州で弁護士になっていました。ありがとうございました。

正義を守る検察官が上司に逆らうことができず辞めています。

柳検察官の追起訴(三)デッチ上げ話の背景には、国際決済銀行(BIS)と交えた、国際金融戦争の武器として認めた銀行極秘特別「プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作用預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を用いた他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」をシステムどおり行い金利稼ぎをしただけです。

各銀行が「BIS規制8%」クリア操作で得た融資金に金利を加え、ダミー預金者名義で作成した「大口預金」(定期預金・通知預金)を取り崩しバブル景気に湧く各市場に撒き散らしたその挙句に、銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させたマネーゲーム「国政と金」その醜い利権政治の破滅と司法機関(警察・検察・裁判所)の崩壊を回避したのです。

「無法国家」を立証した「不思議な法廷」です。

平成5年3月3日、大蔵省「銀行局」の方針に従い、『検察の闇』闇の執行人柳検察官が追起訴(三)をデッチ上げたのです。裁判所は全て承知していたのです。証拠は、裁判所が、大蔵省「銀行局」の方針に従い法廷を「維持」した事実です。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、『検察の闇』闇の執行人柳検察官がはじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して「起訴状」をデッチ上げ、公訴提起した公訴権濫用と知りながら『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』『有罪』を宣告するため開廷した『裁判所の闇』闇の執行人となった裁判官と公判検事です。

平成4年4月30日、裁判長裁判官 吉本 徹也
裁判官 戸倉 三郎
裁判官 河本 雅也
検察官 半田 秀夫
検察官 山上 秀明

弁護士立証から新たな裁判官が訴訟指揮をしたのです。

平成6年5月23日、裁判長裁判官 田中 康郎
裁判官 田村 眞
裁判官 松永 栄治

公判検事も荒木 俊夫からコロコロ検事が変わる不思議な法廷でした。

検察官 荒木 俊夫
検察官 江幡 豊秋
検察官 奥村 丈二
検察官 川村 明夫

憲政史上前代未聞の恥です。

日本という国の裁判所が『国家の闇』を隠蔽するため、検察と一体になり国法を無視して「有罪」を宣告する法廷を開廷した。重刑になる審理には法に無知な被告人を防護するため弁護士がいないと法廷を開廷することができません。ですから国選弁護士制度があります。

法廷に法がない、あるのは「犯罪者」をデッチ上げる法廷だ！

縷々、第1章から第6章パート1まで立証してきました。司法機関（警察・検察・裁判所）総掛かりで、国と銀行が犯した『国家の闇』を隠蔽するため大蔵省「銀行局」の方針に従い「無法国家」に成り下がり、私をはじめ銀行員多くの借受名義人の「29年の時と財産」を奪い取った。

司法機関（警察・検察・裁判所）の『闇』！

今まで、司法機関（警察・検察・裁判所）に触れることのない人は、信じられない「事実」信じたくない「現実」が繰り広げられ呆然となってしまおうでしょう。

『バカバカしい！こんなことが実際にあるものか！太陽が西から昇る話だ！』

などと怒る人も、たくさんいます。だが、待ってほしい。現状の司法機関（警察・検察・裁判所）が、時の権力者と密接に関わりながら「無法国家」に成り下がり歴史を動かしてきた。

米国の陰謀で司法が歪められた、ロッキード事件から司法機関（警察・検察・裁判所）がマネーゲーム「国政と金」利権政治の手先になっている正体を知ろうとしなければ、日本の歴史を真に理解したとは言えない。

それだけ国民にとって大事な司法機関（警察・検察・裁判所）でありながら、表立っては「語られる」ことのない。国民が「知ろう」としない。実に不可思議な司法機関（警察・検察・裁判所）闇の執行人が「職務犯罪行為」を行う時に『報道機関の闇』がサポートする日本という国の現状です。

法機関（警察・検察・裁判所）の『闇』を立証した証拠を検証すれば、一通り現状を理解できるはずです。そして今のコロナ感染症・オリンピック・パラリンピックに群がるマネーゲーム「国政と金」利権政治に立ち向かう準備を『室岡塾』が整えてることが分かります。

パートII「その1」から「その6」を、ご理解していただくために全銀協の調査部次長の法廷証言を熟読してください。本件詐欺事件話デッチ上げの根幹である他行預金担保融資取引を知ることができます。

事 番 号		平成九年(う)第一〇六五号	
証人尋問調書 <small>(この調書は、第三回公開調書と一体となるものである)</small>			
氏名	辻松雄	職業	■
年齢	四一歳	住居	■
尋問及び供述		裁判所書記官印	
別紙速記録記載のとおり		以上	
裁判所			

181

宣 誓

良心に従つて眞実を述べ、
 何事も隠さず、
 偽りを述べないことを
 誓います。

氏名 辻 松 雄

印

182

速記録

平成一〇年一月一六日
第三回 公判

事件番号 平成九(年)第二〇六五号

証人 氏名 辻 松 雄

検察官

証人は、社団法人東京銀行協会にお勤めですか。

そのとおりです。

いつからお勤めでしょうか。

からです。

現在のお仕事は、どういうお仕事をしておられますか。

調査部の次長をしております。それで、今、経理専門委員会という

銀行の経理の関係の委員会と、自己資本問題検討特別部会の担当を

裁判所

しております。

自己資本比率の関係についても御担当なんですか。

はい、そのとおりです。

東京銀行協会というのは、立場としては、銀行との関係ではどういうふうな

立場になるんでしょうか。

東京銀行協会のほかにも全国各地に銀行協会、例えば大阪ですとか

名古屋銀行協会とかあるんですけど、各地の銀行協会の連合体が全

国銀行協会連合会という形になりまして、東京銀行協会というのは

その中の一つで、一番大きい銀行協会でありますので、全国銀行協

会連合会という全体の仕事を受託して事務をしているという形であ

ります。銀行数で言えば都市銀行から始まって第二地方銀行協会加

盟行まで含めて一四五行、これがメンバーになっております。

それで、個々の銀行との関係では、銀行協会が個々の銀行を指導とか監督す

るというふうなこともなされるんでしょうか。

特段監督する権限というのはないですね。それで冒頭申し上げまし
たけれども、幾つか専門委員会というのを設けて、銀行に共通する
問題ですとか、そういったものについて会員メンバーを集めて委員
会で議論するということはございます。

それで、その議論した結果を各銀行に対して情報の提供とか、そういうふう

なことはするんでしょうか。

はい、しますね。

現在のお仕事は、いつからしておられますか。

平成七年の四月からです。

現在は調査部の次長さんですね。

はい、そうです。

次長さんになられたのはいつででしょうか。

裁判所

今年の四月からです。

東京銀行協会の所在地は、千代田区丸の内一三十一銀行会館内ということ

でよろしいですか。

はい、そうです。

先ほどもちょっとお話が出ましたけど、東京銀行協会自体の具体的な業務で

代表的なものがあつたら言っていただけですか。

代表的なものは手形交換所の運営とか、全国銀行データシステムと

いうのがあるんですけど、これは為替ですね、銀行の振込関係のシ

ステムの運営、そのほか銀行クラブの運営や、それから二五ほど

あるんですけど、それぞれの専門委員会がありますので、その運営

をやっております。

BIS規制についてお伺いいたしますけれども、B・I・Sというのは何か

の略称なんですか。

そうですね、バンクフォーインターナショナルセトルメントの略です。その頭文字を取ってB・I・Sと言ってます。

そのバンクフォーインターナショナルセトルメントの日本語訳はどうなるんでしょうか。

国際決済銀行と訳されてますね。

それで、BIS規制というのは、どういう意味になるんでしょうか。

自己資本比率規制と言われておるんですけども、正式にはパーゼルが定めた、パーゼルという銀行監督委員会というのがあつたんですが、そこが定めたルールなんですけど、簡単に言いますとリスク・アセットに対して、アセットというのは資産ですので、自己資本比率でありますので、それぞれ分母と分子というのがありまして、分母がリスク・アセットと呼ばれるリスクでウェイト付けたところの資産ですね、総額。それで分子のほうが自己資本の額ということで、

裁 判 所

これが八パーセント以上になるように定めたルールであります。実際に適用されるのは国際的に業務を展開して海外に営業拠点を有しているような銀行がこのルールに当てはまるということで、日本の銀行も当てはまるということですね。

そのBIS規制がなされるようになったのは、どうしてそういうふうな規制がなされるようになったんでしょうか。

昭和六三年の七月に、パーゼルの合意ということで、パーゼルというところが、銀行監督委員会が定めたルールなんですけども、そもそも一九七〇年代八〇年代に入りますと金融機関の自由化、金融の自由化、それから金融の国際化ということで、欧米の銀行のみならず日本の銀行も海外に進出するようになりまして、海外で商売をするようになったんですけど、当時、ドイツのヘルスタット銀行というのがあつたんですけど、この銀行が倒産するというようなことが

ありまして、国際的な銀行が営業をしていく場合に、何らかの国際的な安全性の確保が必要になつたという点が一つで、国際的に業務をやっていく際の安全性の確保の一つのメルクマールが自己資本比率だということですね。ですから自己資本比率が高ければ高いほどより健全なのではないかという趣旨と、それからもう一つ、自己資本の額が国によって余り違いますと競争上不公平ではないかという話がありまして、じゃあ、共通のルールを作りましょうということになりまして、BIS規制と一般に呼ばれますけど、そういうた

規制ができたということではありません。

BIS規制ができたのは、いつになるんでしょうか。

六三年のパーゼル合意ができて、最終的な報告書ができたのは昭和六三年の七月、それで国内適用されたのは六三年の二月ですね。日本国内に適用されるために、大蔵省のほうから通達が出されたんでしょうか。

そうですね、大蔵省の銀行局長名だつたと思えますけど、通達が出ました。それが六三年の二月ですね。

その通達の要旨というのは、BIS規制の中身そのものということになるんでしょうか。

裁 判 所

そうですね、先ほど言いました六三年七月にBISが取りまとめた報告書の内容と、それぞれ国によって裁量の部分がありましたので、それを含めた形で自己資本比率が八パーセントになるように、自己資本比率の算式も含めてその中に書かれています。

当審検察官請求証拠番号七九、報告書を示す

資料二を見てください。今証人の言われました国内適用のための大蔵省の通達というのは、昭和六三年一月二二日付け大蔵省銀行局長発出の「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」通達の一部改正について、とい

うのがありますが、このことなんでしょうか。

そうですね、これです。

この通達は、その後大蔵省が告示をしたのでしょうか。

はい、そうですね。平成五年の三月ですかね、告示になってます。

資料三は、平成五年三月三十一日付大蔵大臣作成で「銀行法第一四条の二に定める自己資本比率の基準を定める件」というものですけれども、これが大蔵省の告示なんでしょうか。

そうですね。

自己資本比率を向上させる方法についてお聞きしますけれども、一般的にはどのような方法が考えられるのでしょうか。

自己資本比率というのは、先ほども申し上げましたけど比率ということで、分母と分子がそれぞれございまして、分母については簡単に言ってしまうえばリスク・ウェイトなんですけど、やや総資産に近い

裁 判 所

概念で資産、資産にリスク・ウェイト付けしたというものなんですけど、簡単に考えれば資産というふうに考えていただければいいんですけど、銀行の場合は貸出金が主なものになります。分子のほうは自己資本の額でございまして、それで、どうやって比率を高めるかと言えば、分子を大きくするか分母を小さくするかによって全体の比率は高まりますので、分子を増やす方法というのは自己資本の額を増やしていくということですので、株式を発行するか、資本の額の中には法定準備金や当期利益が入りますので、そちらを増やしていく、それが一般的なパターンでありまして、そのほかにも劣後ローンを取り入れたり劣後債を発行することによって自己資本を高めることができます。分母のほうですけれども、分母のほうは主として銀行の場合貸出金ですので、不良債権を処理していくというようなことによって貸出金を減らしていけば自己資本比率が高調する

という仕組みになってます。

分子のほうを増やす方法としては、先ほどちょっと言われたかもしれませんが、経常利益の増大というのもあるんでしょうか。

そういうことですね。経常利益も一応貸借対照表で言えば資本の額の中に入ってますので、経常利益を増やせば当然分子が増えますので自己資本が増えるということになります。

銀行業務で経常利益を増やす正当な、と言いますか、一般的な方法としては、どんな方法があるんですか。

銀行も私企業でありますので、銀行は一般にお客さんから預金をしてもらって貸出しをしているわけですから、預金だけではなくて市場から資金を調達する場合がありますけど、その調達と運用ですね、その利ざやを拡大させる、そのほかには手数料収入を増やすというようなことを行えば利益が増えるという仕組みであります。

裁 判 所

大蔵省とか銀行協会のほうで自己資本比率を向上させる方法の一つとして、銀行がノンバンクに融資をしまして、それでノンバンクが第三者に貸付をしまして、それで第三者が銀行に、いわゆる協力預金をするというふうな方法で銀行が収益を上げるというような方法を指導するとか推奨するとか、そういうふうなことをしたことはありますか。

いや、ないですね。

平成三年五月に、富士銀行赤坂支店の不祥事が発覚したことは知っておりますか。

はい、知ってます。

富士銀行の不祥事というのは、どんな不祥事だったか記憶がありますか。

今回証人喚問する関係で、実は当時の新聞記事を引っ繰り返して見ましたんですけど、そうしますと、富士銀行の赤坂支店の従業員が、実際には預金がないんですけども偽造した預金証書を作っ

て、それを元にあたかも預金があるような形になってますので、ノンバンクのほうが預金があるというふうには誤認して、その預金を担保にした融資を富士銀行の取引先に対して行ったら、富士銀行のほうではノンバンクから貸出金がくるわけですから、そうしますと、それが富士銀行の預金になったという形ですね。で、その数日後ですか、その預金は引き出された、という事件だというふうには理解していただけます。

その後、平成三年七月に東海銀行秋葉原支店の不祥事が発覚したんですけれども、これは知っておりますか。

はい。

秋葉原支店の不祥事というのはどういう事件だったか、知っておりますか。

これも当時の新聞記事等を引き繰り返して思い出せずに、新聞記事等を見て御答弁するんですけど、東海銀行秋葉原支店において、元支

裁 判 所

店長代理が偽造した質権設定承諾書を作成して、実際にこれも預金がないわけですけど質権設定承諾をいたしまして、それを元にノンバンクのほうに預金があるというふうには誤認いたしましたして東海銀行さんの取引先に対して預金担保融資をしたと。その後東海銀行にあった貸出金を元にした預金というものについて、預金ができていたわけですけども、それをやはり数日後に引き出した、というふうには理解しております。

東海銀行のほうの事件は預金がないというふうには理解してますか、それとも預金があつて質権の設定をするというその設定承諾書が偽造された事件というふうには考えておられるんですか。

預金がなかったというふうには理解していただけます。

それは新聞を見てそういうふうには理解されたんですか。

ええ、そういうことですけど。

(以上 菊池弘子)

こういう銀行の不祥事が続きまして、銀行協会のほうでは何らかの対策は講じられたんでしょうか。

そうですね、平成三年七月に起こった事件ですので、同じ年の八月に業務運営体制の見直しということで申し合わせと言いますか、内部管理体制を総点検してください、という申し合わせと、その後、九月に入りまして、先ほどちょっと私も申し上げましたが、全国銀行協会連合会に幾つかの専門委員会、全体で二五ほどあるんですが、その中の専門委員会の幾つかで、より具体的な方策について検討を行いました、まず一番最初三本ほど全銀協の通達を、その1、その2、その3通達という形で出したんですが、まずその九月のときにはその1通達として事務管理体制のあり方の見直し、それからノンバンクの協力預金に関する内容の通達ですね。それから、他行預金の担保設定に関する注意喚起と言いますか、その通達を出していま

裁 判 所

す。それで、その1、その2、その3と出しまして、最後に九月に入りまして、それを集大成したものを取りまとめまして、当時全国銀行代表者宛、具体的には各銀行の頭取になりますが、宛に通達を出しました。

資料四の四を見てください。最後に全国銀行協会連合会から各銀行に証人の今言われた内容を指示と言いますか、指導文書を出されたというのは、この資料四の四でしょうか。

そうですね。

これは、今平成三年九月に出されたようなことを言われましたが、これを見ますと平成三年一月一九日になってますが……

実は、この平成三年一月一九日に出したのは、それ以前にここに七項目ほどあるんですが、七項目をそれぞれ分断して、その1、その2、その3通達という形で九月以降出してました。それで最後

に全てまとめられたものを一月日付で全国銀行の代表者宛に出しました。

この「業務運営体制のあり方等に関する改善措置について」というのがそうですね。

そうです。

それで、協力預金の関係について、その最後にまとめられた通達の中に協力預金について何か入っておりますか。

はい、その中の別紙という形になってますけれども、ノンバンクやその他の金融機関からの融資をしてまで協力預金を求めるのは厳に謹むことという内容の通達となっています。

これは、そういうふうな協力預金、ノンバンクから融資を受けてまでお客さんにしてもらう協力預金は余り適当ではない、不適切であるという理由は何なんですか。

裁 判 所

その預金獲得の過当な競争というんですか、ということにつながりますので、それは望ましくないということであります。

お客さん自身には、何か負担にはならないんでしょうか。

そうですね、協力預金ということですので、あくまでもお願いベースという形になると思いますが、具体的に言えば銀行さんの頭取就任ですとか、周年、何十周年、五〇周年とか一〇〇周年とかいう記念の時期になりますと、そういうものがあるという実情がありましたので、かつ預金者の方に見ればどうしても無理やり積み重ねればいけないということは余り望ましいことではないわけですから、それは自粛しましょうという内容であります。

お客さんが負担する利息の点についてはどうでしょうか。

利息は、通常の預金と変わらないと思いますけれども、銀行の利息と、今度は融資を受けるノンバンクに取られる利息の点ではど

うでしょうか。

それは、当然貸出金利のほうが高いと思います。

そうすると、お客さんにとっては利息の部分で負担になるということはあるんですか。

そうですね、もし、融資をしてまで協力預金を作るのであれば、当然負担がかかるということになると思います。

それで、そういうものについては自粛しようというふうなことを指導と言いますか、先ほどの文書で出したわけですか。

そういうことです。

それで、ほかの銀行の預金を担保に取ってお客さんに融資するのを他行預金担保融資というふうに言っているんですか。

はい、そうですね。

この他行預金担保融資について、何か最後の文書、先ほど示しました文書

裁 判 所

の中に入っておりますか。

はい、他行預金を担保にした融資についても原則行わないこと、例外的にすることという内容の文言を記した通達が別紙の形になってますが、入っています。

どうして他行預金担保融資を例外的な場合だけにとどめようと、原則的にはそれはもうやめましょうというふうにしたんですか。

これは、そもそも他行預金ですから、自分のところに預金の証書も通帳もないわけですから管理ができない、うまく管理がいかないと、いうところが一番問題になる部分でありますので、あくまでも原則としてはやらないと、例外的にやむを得ない場合のみ取り扱うことにするという形にしております。

他行預金を担保にした貸出債権については、自己資本比率を算定する上では総資産は分母のほうになるのでしょうか。

そうですね。

先ほど、総資産を算定する上でのリスク・ウェイトということをちょっと証人がおっしゃいましたが、このリスク・ウェイトという意味はどのような意味なのか、ちょっと簡単に教えてください。

先ほど申し上げましたが、自己資本比率のそれぞれ分子、分母がありまして、分母のほうはリスク・ウェイト付けした総資産ということなんです。リスク・ウェイト付けしたのは、リスク・ウェイトというのが実は事前に決まっております。これは例えば貸出金を例に取れば、相手が国であれば、国はつぶれる、倒産するという確率はないわけですね。徴税権があるわけですからないです。それから、そのリスク・ウェイトはゼロにしましょう。ですから、例えば国に一〇〇億円貸した場合には〇掛ける一〇〇ということ。リスク・アセットはゼロという形になります。それから、一般事業会社

裁判所

に例えば貸出しをする場合、これにつきましては一般事業会社は当然倒産するおそれがありますので、その場合には一〇〇パーセントというリスク・ウェイトを掛けましょうと、それで一〇〇パーセント掛ける例えば一〇〇億円ですから、一掛ける一〇〇でリスク・アセット、リスク・ウェイト付けされたアセット、資産というものは一〇〇ですという計算の仕方をするという形のものです。

それで、他行預金担保の貸出債権のリスク・ウェイトというのは何パーセントになるんでしょうか。

一〇〇パーセントです。

これは、現在は一〇〇パーセントなんですね。

そうですね。

以前からずっと一〇〇パーセントだったんですか。
できた当初以前は二〇パーセントでした。

二〇パーセントから一〇〇パーセントに変わった時期はいつだか分かりますか。

平成三年三月ですね。

今回の富士銀行とか東海銀行の事件があったために一〇〇パーセントになったということではないんですか。

ではないですね。

銀行協会が、富士銀行と東海銀行の事件を心掛けた悪い銀行員が外部の人と一緒に個人に行った協力預金資金の融資の詐欺事件、それから預金証書とか、それから質権設定承諾書の偽造事件であるという個人的な事件であると、本来銀行ぐるみなんだけれども、そういう個人的な事件として終わらせましょうというふうには、それぞれの銀行に通知とか、こっそりと連絡するというようなことはなかったですか。

ないですね。

裁判所

永山弁護士

平成一〇年四月に東京銀行協会調査部次長になられたということですが、それ以前は大体どんなお仕事を担当しておられましたか。

に入社して以来、全国銀行データ通信システムという部署に入りまして、その後業務部、それから調査部、それから企画部、それから今のまた調査部という形で来ています。

平成三年五月から七月ごろには、どのような地位におられましたか。

企画部という部署におりました。

この銀行協会でも定められました通知、その他のものの作成等には関与しておられますか。

一応、企画部で取りまとめるという形になってました。

ですから、企画部にいらっしゃって関与されたということですか。
ええ、いました。ただ、実際に文書を書いたかと言われますと、実

際には文書は書いていません。

現在、自己資本比率に関するお仕事をしておられるということなのですが、具体的には自己資本比率に関してはどういうことをされているんですか。
自己資本比率を引き上げるのは、当然銀行にとつてはいいわけですが、一つは銀行からそういったニーズがあれば取りまとめて、今現在自己資本比率規制の国際的な窓口というのは金融監督庁と日本銀行がなってますので、そちらのほうに要望を出す。それから、逆に金融監督庁とか日本銀行がBISのバーゼル銀行監督委員会の会合、席上取りまとめた事項について、いわゆる公開草案という形でそれぞれの国がそれぞれの金融機関に対して新しいBISのルールというものを取りまとめますと、公開草案を出しますので、そういうものをもらって銀行のほうにフィードバックして意見があれば出してくださという形の仕事をしています。

裁判所

先ほど、銀行に対する監督をする立場にはないと。

はい。

ただ、調書には指導という言葉が出てくるんですが、指導は行っておられるんですか。

指導というのをどう解釈するかなんですけど、私本人は余り指導をしてるといイメージはないですね。要するに、情報を、今通達ということを通じて上げましたが、通達で流したりとか、そういうことで会議自体も、当然私どもも会議のメンバーの一人として参加しておりますので、共同していろいろなものを作り上げていくというようなイメージです。

BIS規制については今詳しくお話をされましたけれども、これは国際的に銀行業務を展開する銀行に適用されるものであるということですね。そうですね。

単に国内で国内業務だけを行っている銀行には適用されないということですよしいですか。

国内の銀行につきましては、国内基準というものがまた別にありますので、国内でしか業務をやっていない銀行については国内基準のほうを使うという形になってます。

その国際的に銀行業務を展開すると言っても、それは海外営業拠点を持っている銀行に限られるということですか。

そういうことです。

支店や海外現地法人を持っている銀行に限られるということですか。

そういうことです。

今証言されました国内基準ですが、国内基準によりますと自己資本比率は四パーセント以上でなければならぬとされていますね。

はい。

裁判所

先ほど、リスク・アセット方式と言いますか、その計算方法は分かったんですが、国内基準はその国際基準に比べて計算方法にどのような違いがあるんでしょうか。

一番大きなところは、株式の含み益を自己資本の額の中に入れられないといったような制約があります。国内基準の場合にはあります。

しかし、リスク・ウェイト付けをするような方式ではなくて、資産は資産で全部が分母に上がるということですか。

今般、早期是正措置が入った関係もありまして、国内基準適用行につきましても分母になるものについてはリスク・ウェイト付けして計算するという形になってます。

今、平成三年、四年ごろのお話になりますので、そのころは……。

そうですね、いわゆる普通の自己資本比率規制、国内の自己資本比率規制でありますので、リスク・アセット方式ではありません。

それで、リスク・アセット方式について確認ですが、資産をいろいろ分ける、例えば他行預金が担保になっている債権とか、現金とか、いろいろ分けて、現金については〇パーセントとして〇を掛けると、そうすると現金は資産として分母には入ってこない。

そういうことになりますね。

他行預金は、先ほど一〇〇パーセントと言われたんで、一〇〇パーセントを掛けますから、他行預金そのものは全部資産としてそのまま分母にのっているということですね。

はい。

このBIS規制について、先ほど昭和六三年七月に国際的な決定を見たということですが、その前の昭和六二年から既に自己資本比率を国際的に規制しようではないかという動きがありましたね。

そうですね。

裁 判 所

その動きは、具体的にはアメリカ、イギリスが共同提案したと、それで元ほどのパーゼル銀行監督委員会が検討を始めたということですね。

そうですね。

こういう動きについては、我が国内でも報道がされましたでしょうか。

多分、日本経済新聞とか、そういう専門紙では報道されたのではないのでしょうか。

大体その方向付け等も報道されましたか。

そうですね、当時、イギリスやアメリカの自己資本比率の計算の仕方に基づいてパーゼル銀行監督委員会で、それを基にして新しい共通のルールとして自己資本比率を作っていくという動きはあったと思います。

昭和六二年、六三年当時、その言われている八パーセントの自己資本比率、これをクリアできる銀行は日本にはあったんでしょうか。

ありましたね。

日本の銀行でクリアが問題だとされる銀行もありましたか。

いや、それは記憶にないですね。実際、六三年一二月から適用されたわけですが、実際に一番最初に適用になるのは平成元年三月期ということになります。その時点で当時は経過措置というものが実はあったものですから、だんだん、例えば七・五とか、段階的に上がっていくという経過措置があったものですか、その経過措置からも漏れてしまうという銀行はなかったと記憶しています。

先ほどの質問は、そういう経過措置が必要であったということから、日本の銀行ではクリアが問題のところもあったんじゃないかという質問をしたんですが……

経過措置も国際的に認められたルールですので、それは日本だけではなくほかの国もそれが当てはまる形になってましたので、八パー

裁 判 所

セント達成できなかった銀行があるかと言えば、それはあるんじゃないけれども、経過措置で認められた数値は達成できたということですね。

ただ、表面的にはそういう経過措置で救われたにしろ、やはりBIS規制をクリアするための方策というのを検討するというのが銀行間、それから大蔵省を交えて行われましたね。

当然、新しい自己資本比率規制が入るわけですから、それで経過措置期間が過ぎた後には八パーセント以上達成することが、みんなで約束と言いますか、国際的な約束ということになってますので、どうやったら八パーセントが達成できるかというのは、それは特殊銀行も含めて検討したと思います。

先ほど、リスク・ウェイトのことを尋ねましたが、他行預金担保については平成三年三月に二〇パーセントだったものを一〇パーセントに引き上

げた。

はい。

その理由は、外国が一〇〇パーセントだったのでそれに合わせたというところでですか。

そうですね。

ただ、先ほどのお話では、BIS規制が採用されたのは競争のルールを公平にしようということですね。

はい。

我が国だけが二〇パーセントとすることは許されたんでしょうか。

そうですね……。

許されたからしたんでしょうけれども、その理由は何でしょう。

当然、国際的統一なルールと言っても、本当に細かい部分まで全部統一できたかというところ、そうではない部分がありあつたわけでは

裁判所

ね。で、その一つが先ほど申し上げた他行預金を担保にした融資というものだと思います。それについては、当初二〇パーセントというところで走っていたわけですね。リスク二〇パーセントという形で実際には規制として走っていたわけなんです。平成三年三月を前にして国際的な会合、BISの会合、パーゼル銀行監督委員会の会合だと思つていますが、そちらのほうで議論していたところ、どうも他の国は二〇ではなくて一〇〇だということに気が付いて、それで当時ルール作りは当時の大蔵省がしてましたので、それを二〇から一〇〇に三月期から改めますという話がありました。

今、当初二〇パーセントだったというんですが、若干債権の残存期間で違ひはございませんでしたか。

あつたかもしれませんが、それは残存期間で。

残存期間一年を越える他行預金担保のリスク・ウェイトは一〇〇パーセン

トということが当初あつたんですか。

そうですね、残存期間によって違いがあるというところは覚えていません。

ところで、他行預金担保融資というのは、これは経済取引の実際で存在するんでしょうか。どうなんでしょうか。

余り原則的な取扱いではないけれども、例外的にあるというふうに聞いています。

先ほど、東海銀行の証人の方が、自分は経験したことはないし、ないと思う、という証言なんです。これは預金をする人が自分の預金を担保にしてほかの銀行からお金を借りますよと言ったら、その預金してる銀行は自分のところからどうして借りないのか問題ですね。

そうですね。

借りる人から言えば、自分の預金のある銀行から借りないで、わざわざほ

裁判所

かるところから借りるということはずなないことですね。

………。

しかし、銀行協会連合会の平成三年の通知には、他行預金担保は預金の存在を確認できないおそれがあり問題があるということは、この富士銀行や東海銀行の事件に関して他行預金担保が行われて、そしてそれが何か問題だということが銀行間であつたからではないんでしょうか。

そもそも私は銀行業務自体をやっていないので分らないんですが、物の本によりますと、例外的に他行預金担保を行うケースがあるというふうな書かれてはいるんですね。それは、例えば不渡りが出て倒産になりそうだという場合に、親族がほかのところへ預金を置いてあれば仕方がないんで、それは急ぎ預金担保融資をするというふうな形、あるいは保証人がそちらの預金を担保にしてもかまいませんという話があれば、そういった形でやるという事例があるという

ふうな文書は読んだことがあります。

それは、非常に例外的な机の上で想定できる事例ですね。

はい。

そうではなくて、他行預金担保融資の厳正化についてということですから、現にその時期に起こっていたことについての対策だと思っただけです。ですから、何か他行預金担保として問題になる取引が銀行間にあつたのではないんですか。

具体的にそういう取引があつたかどうかは知りません。ただ、先ほどちょっと冒頭で申し上げましたが、新聞報道等でそういったものがあるという書かれ方をしておりましたので、他行預金担保についてそういうことがあるのであるならば、それは厳正化しなければいけませんねというのが、その通達の趣旨であります。

銀行協会の人、これは一応銀行の代表者等が集まつた申し合わせ事項を基

裁 判 所

に作成されたものだと思いますが、単に新聞報道等ではなくて、銀行で現に経験した事柄を基にそういう方式、方針を打ち出したのではないかと思いますが、そう理解してよろしいですか。

当時、今でもそうなんです、会長行制度という制度がありました、当時は太陽神戸三井銀行、今で言いますとさくら銀行が通達の取りまとめをしておりまして、それぞれにつきまして私どもの専門委員会の部署で検討を行ったと、その取りまとめた結果がそういう形のものであるということですね。

ところで、この通知では他行預金、他行というのは銀行から見ると他行という趣旨で書かれているんだと思うんですが、これは銀行協会ですから、そして通知の相手方が銀行ですけれども、これはノンバンクが銀行預金を担保に融資をするというような場合についても、この通知で言っている他行預金担保には問題がありますよということとは当てはまるんでしょうか。

他行と言つた場合は銀行だと思つたんですね、それは。

言葉はそうですが、趣旨から言つてどうですか。

あとノンバンクにつきましては他行預金担保とは別のところで、通達の中でノンバンクからの貸出金を使ってまで協力預金をする必要はないではないかというのを、また別に出しておりますので。

しかし、ここで言っている趣旨、すなわち他行預金担保というのは確認ができませんか。

そうですね。

銀行によって、その質権設定承諾書がちゃんと正規になされたかどうか、そういうことも確認できないではないかということですが、そういう趣旨から言えば、ノンバンクが銀行にある預金を担保に融資をするという場合にも、これは当てはまることではないんですか。

そうですね、他行という概念には当てはまりませんが。

裁 判 所

趣旨としては。

同じ仕組みであるならば、そういうことになると思います。銀行が顧客に手形貸付けをした後で、その債権をほかの金融機関に譲渡する、手形債権を譲渡するということはありませんか。あることですね。

そうですね。

そして、その手形債権の譲渡を受けた金融機関は、当該譲渡した銀行の顧客の元のその銀行にある預金を担保に取るという場合にも、このような通知の言っていることは妥当しますか。

そもそもこの一つ一つ通達自体は、フレームワークについて、例えばノンバンクなり、他行預金担保融資につきまして自衛しないということを言っているんであって、一つ一つをとらえてこういうケースではどうか、ああいうケースではどうかと言っているわけではなくて、その全体、ノンバンクから融資金を借りて協力預金すること、

あるいは他行預金担保を行うこと、それらについては自粛してくださいという言い方をしているものであります。

はい。

協力預金については協力預金と書かれていますね。

はい。

はい。

そうですね。

協力預金についてですけれども、融資をして、その融資金を銀行に預金させて、これに質権を設定させて一〇〇パーセント拘束するというようなことは、そもそも独占禁止法等から言って違法なことではありませんか。

歩積み両建預金のことでしょうか。

裁 判 所

はい。

歩積み両建預金は禁止されていますね。

後藤弁護士

BIS規制の導入が言われたのが、昭和六三年のちょっと前からだとおっしゃいましたね。

はい。

その問題については、日本国内としてはそんなものは必要ないじゃないかというような議論はあったんでしょうか。

それ以前にも自己資本比率に関する規制はあったわけですが、今言いましたリスク・ウェイト型の自己資本比率規制というものはなかったものですから、かつパーセントという目標値が定められて国際的なルールとして使っていくということになりましたので、それは対応を急がなければいけないという雰囲気がありました。

それで、その前にどうしてこんなものを押し付けるんだというような観点から大分反対をしたと言いましょか、取りあえず最初はそういう反対側に立ってこういうものを導入しなくてもいいんじゃないかという議論もあったということが物の本には書いてあるんですが、いかがなものでしょうか。

全銀協として何か導入しないほうがいいというような、例えば要望書を出したとか、そういうことはないですね。

そういうBIS規制をクリアしなければいけないということで、さあ、じゃあこれからどうしたらいいだろうかということとは、じゃあ銀行内、あるいは大蔵省指導の下に考えたということではよろしいですか。

そうですね、どういう方策ができるか、パーセント達成しなければいけないわけですから、どういう方策があるかというのは、それは当然銀行さんも含めて考えました。

裁 判 所

これは、そういう規制を受けるか受けないかは、個々の銀行ではなく大蔵省監督の下にある銀行が一斉にそういう考え方を取れ入れましょうということではよろしいんでしょうか。

まあ、国際的なルールとして日本だけではなくアメリカも、それからイギリス、いわゆるG10諸国と言われている国々を含めて統一のルールを採用しようという話になりましたので、それであるならば、統一のルールができるのであるならば、日本もそれを採用しなければいけないという話であります。

それは、簡単に言えば大蔵省のほうの指導というか、通達ということになるわけですか。

というか、もともとが先ほども申しましたパーゼル合意という、それぞれ国の、日本で言えば大蔵省や日本銀行が出ているわけですし、米国で言えばFRB、連邦準備委員会が出ているところの合

で共通の国際ルールとして決めましょうという話にしたわけですから、それをどうやって国内に適用するかは大蔵省の話でしょうけれども、取りあえずそういうパーゼル合意という形の合意がそれぞれの国々の監督官庁の間でできたわけですから、それが国内に適用される形になったということだけであります。

それは、個々の銀行が受け入れましょう、受け入れませんということではなくて、大蔵省指導の下に日本の、要するに国際で活躍をしなければいけない銀行は受け入れましょうという指導があったことによるのでしょうか。指導というんですか、通達。

おっしゃるとおり通達はありました。六三年一二月にありました。それじゃ、そういうBIS規制をクリアするためのいろんな方策、先ほども証言されましたが、どういうやり方をするかについてはそれぞれの銀行のほうにお任せするというか、銀行の経営判断ということになったんで

裁判所

ようか。

そうですね、ハバーセントをどうやって達成するかというのは、それぞれの銀行の経営判断ということですね。

例えば、Aという銀行はこういうふうなところに重点を置いてクリアしたとか、Bという銀行はこうだとか、そういうのは何かありますか。

当時、目に見えて何かこうしたからこういうメカニズムを通じて自己資本比率が高まったというようなことは特段ないと思いますね。それで、もし何かの形で当時から動きを知ろうとした場合には平成元年以降になります。有価証券報告書に自己資本比率に関する計算の内訳というんですか、分子、分母、それから分子の中の基本的項目とか補完的項目というのがありますから、それを一覧になるしかないと思いますね。

そうすると、有価証券報告書に記載されているものを見て、ある銀行はど

ういうところに重点を置いてBIS規制をクリアしようとしているのかなということは分かるということですか。

はい、分かりますね。

先ほどちょっと出ましたが、日本経済新聞などのデータを見ますと、一九八八年ということですから昭和六三年の六月ころにも、こういうふうな記事が出ています。御承知でしょうか。要するに、BIS規制をクリアするための一つの方策として、金融制度調査会という大蔵大臣の諮問機関であります。金融制度第二委員会。一般貸出債権の流動化を図っていくと、例えば手形貸付債権を譲渡して流動化すること、これは、売却をするということでしょうか、そういうやり方をして、自己資本を高めていくというふうな考え方が出ました、というような記事があるんですが、そういう記憶はありますか。

ありますね。金融制度第二部会でしたか、で、一般貸出債権の流動

裁判所

化というものを検討しましたね。

それは、BIS規制というもののクリアをするための一つの方策として、銀行が持っている一般貸出債権を流動化しましょうと、要するに総資産を減らしましょうということでしょうか。

そういうことですね。一般貸出債権を流動化することとは帳簿から落ちていくということになりますので、それは先ほど申しました分母が減って全体が上がることになります。

ここで言っている一般貸出債権というのは、正に普通の貸出債権ですね。

はい。

むしろ手形貸付債権とか、そういうものも入るわけですね。

まあ、通常の貸出債権が入ると思います。

そういうものを売却しよう、流動化しようということは、先ほどのリスク・アセット、リスク・ウエイトから言いますと、むしろリスク・ウエイ

トの高い、一〇〇パーセント、そういうものを指していたんでしょか。

その後、実は地方公共団体向けの債権につきましても流動化するという動きがありました、ですから当初はいろんな種類の一〇〇パーセントに該当する一般事業会社の貸出金の流動化も考えていたし、その後すぐに余り間をおかない形で地方公共団体向け債権の流動化というのも行われる仕組みができましたので、一般事業会社だけに限らずリスク・ウェイトが低いところの債権、地方公共団体向け貸出金とか、そういうものについても債権の流動化を図っていたということですね。

私の質問では、一つはリスク・ウェイトの高いというのは一〇〇パーセント近いというやつですね。これの一般貸出債権の流動化も図っていたと、そればかりではない貸出債権の流動化も図っていたとおっしゃったわけですね。

裁 判 所

はい。

それで、今私が申し上げた一般貸出債権の流動化について、先ほどの金融制度調査会の第二委員会が研究テーマというか、審議テーマになったというふうになっているんですが、都市銀行は代表として住友銀行、富士銀行、三菱銀行、東海銀行という四社からなる作業部会を設置して、どのような商品化ができるかどうか検討しましょうという記事になっているようなんですが、御記憶ありますか。

それは第二委員会の下に作業部会を作ったということですか。

はい。都銀の懇談会というのがあるんですか。

当時はありませんね。

その都銀の中で検討しましょうというので、先ほど私が述べた四行、四つの銀行がまず作業部会を開いて検討していくということになったという記憶はありませんか。

作業部会を作って検討するということについては記憶がありますが、どこの銀行が入ってやっていったかというのは知りません。

新聞記事によればそういうふう書いてあるんですが、記憶ありませんか。記憶がありませんでなくて、本当に知りません、その銀行が入っていたかどうかは。

先ほど、平成三年の富士銀行、東海銀行の不祥事件というんですか、発覚をしたとおっしゃったんですが、発覚をしたという意味は、これは新聞報道、そういったマスコミに発表されたという意味でよろしいですか。

要するに、マスコミの新聞等に出たということですね。

全銀協、あるいは東銀協でもよろしいんですが、その内部でそういう事実を把握したというのはあるんでしょうか。

いや、うちのほうは特段内部調査権みたいなものは持ってませんから、全銀協はですね、そういうのは分かりませんね。

裁 判 所

調書には平成三年五月に富士銀行赤坂支店の不祥事件が発覚した旨の記載があったんですが、それは先ほどの証言とちょっと違いますね。

平成三年五月かと思ったんですが、その後、もう一度こういう機会がありますので新聞等引っ繰り返して見てましたところ、どうも発覚したのは七月ということだということですね。

ただ、実際としては富士銀行赤坂支店の件は平成三年五月二三日に発覚してるんじゃないですか。御存じないですか。

すみません。五月が正しいのか、七月が正しいのかは分かりませんが、今度も、今回もう一度新聞記事を見た限りでは七月という数字しか思い当たらなかったもので、多分そのときは何かを見て五月というふうにお答えしたのかもしれないんです。ただ、今回もう一度見返したときには五月という数字が出てこなかったものですか、七月なのかなというふうにご答弁したわけですか。

裁判長

今おっしゃった発覚ですが、富士銀行が何月と書いてあったんですか。書いたのは五月と書いてありますね。で、先ほど答弁したのは七月と言っています。

東海銀行のほうは。

東海銀行は七月です。東海銀行のほうは変わりません。

後藤弁護人

それで、なぜ五月かということについては銀行内の情報伝達があったからではありませんか。

いや、情報伝達はないです。私の記憶が五月が正しいのか、七月が正しいのかのどちらかではないです。多分、そのときは何かを見て五月だと思って五月というふうにお答えしたのかもしれない。それから、今七月と答えたのは東海銀行の事件がありましたから、

裁判所

そのころの新聞記事を引っ繰り返り返して見ていましたから、当時七月に記者会見が行われていますので……。

裁判長

要するに、あなたはそう思ったというだけで、それに格別の意味があるわけではないんですね。

七月はそうですね。見ましたね。

後藤弁護人

先ほど五月と述べたのもそのときに何か……。

五月は何かを見て言ったのではないかと言っただけです。ただ、五月の資料が今探していたところ見つからなかったものですから、五月のその時点で書いたときには五月と何か記事があったのかもしれない。ただ、今回探したときはちょっと見つからなかったものですから、じゃあ五月じゃなくて、新聞記事に出たのは七月だった

ものですから、七月なのかなと思ってここで答弁をしたわけです。

富士銀行赤坂支店のいわゆる不正事件があったということですから、それが全銀協、あるいは東銀協のほうにも何らかの形で連絡があったからではありませんかということをお聞きしたかったんです。

事前の連絡というのはありません。

何か、例えば七月にじゃあ発覚をしたということですが、各銀行のほうから、うちではこんなことがありましたよというような情報は伝えられたんでしょうか。

いや、特段ありません。

そうすると、東銀協さんとしても、あるいは全銀協も含めてでよろしいですが、マスコミの報道によって分かったということですか。

少なくとも私はそうです。

組織的にはどうなんですか。

裁判所

いや、組織のある人間は知っていると知らないとかというの、私は知りません。それで、そもそも東海銀行さんなり富士銀行さんが、当時公の私どもの会合の席上でその事件のことをおっしゃったのは七月ないし八月のほうですから、それまでは全銀協の会合の場合で何か調査をしたとか、そういうことはありません。

この度、うちの銀行ではこんなことがありましたという報告は、まずあったんですか。なかったんですか。

ありました。それは、ただし七月二十五日以降です。

富士銀行赤坂支店の件については、いつありましたか。

富士銀行赤坂支店のケースも、それから東海銀行秋葉原支店のケース、それから当時は協和埼玉の三行さんを代表して富士銀行の方が私どもの社会的責任に関する委員会という、常務務クラスの会合があるんですが、そこで、趣旨としては御迷惑をおかけしましたと、

今後こういうことのないように万全を期しますというお話はありました。

裁判長

それはいつのことですか。御記憶ありますか。

それは、平成三年七月か八月です。

三年ですか。

はい。

後藤弁護人

七月か八月ということになると、先ほどマスコミに発覚したというのも七月ですね。

はい、そうですね。

というと、すぐということですか。

そうですね。

裁判所

それで、先ほどの通達などを見ますと、八月二日にはいろいろ申し合わせ事項がありましたね。

はい。

極めて迅速に早いですね。

はい。

ということは、そういう通達、申し合わせ事項を作るにおいても、一体どういうことがあったのかということを実関係調べてみないことには、そういう申し合わせ事項だとか、通達は出せないと思うんですが、どういう作業をされたんですか。

当時、八月二日に申し合わせ、別紙の1にありますけれども、管理体制を見直しましょうという話の通達を作りまして、その後八月の末だと記憶していますが、八月末に大蔵省のほうから金融システムの回復に関する回復のための措置というペーパーが出されています。

それで、そこにも幾つか全銀協に対して事務管理体制の見直しをするようにという趣旨のことが書かれておりましたので、それで九月に入りまして、すぐに各専門委員会、先ほど申し上げましたけど、七つの項目についていくつかの専門委員会で至急検討したということとであります。

八月二日には、最初の申し合わせ事項ができたわけですね。

はい。

それまでの間に、各銀行のほうからいろんな事情聴取とかいうのはされたんですか。

いや、全銀協としてはしてません。

そうすると、どういうところからそういう事情を聞いて、こうしなければいけないというふうに決まったんでしょうか。大蔵省ですか。

それは当然大蔵省もそうだと思います。大蔵省と当時の会長行、さ

裁判所

くら銀行ですね、当時は太陽神戸三井銀行ですが、との間で当然やっていたとしたし、全銀協としてどういったものをまとめたらいいかというのとは当然相談してたはずですね、それは。

違うなら違うでよろしいんですが、平成三年五月末に富士銀行赤坂支店のいわゆる不正事件というか、不祥事というのが分かって、その後どう対応するかというのが六月、七月と作業してる間に東海銀行もありましたというふうな経過ではないんですか。

当然、数行さんが同じような形の事件が起きていたわけですから、当初一行さんだけであるならば、それは個別の銀行の問題かなというふうに見えるわけですが、そうではなくて数行さんに発生したものですから、これは銀行界共通の問題であろうということと検討したということとあります。ですから、当然それぞれの専門委員会を検討したのは七月二五日を過ぎてからです。

そうすると、非常に短期間の間にやったということですか。

そういうことです。

その際、今出ました富士銀行だとか、東海銀行とか協和埼玉銀行のほうからも詳しい事実関係の報告があったんでしょいか。なかったんでしょいか。

委員会の席上、そういうのはありません。

それから、不祥事件というのは銀行協会として把握している内容はどういうことなんですか。

先ほど述べた内容ですね。

そうすると、犯罪なんですね。

何をもって犯罪というのかよく分からないんですが……。

不祥事件というのは犯罪だったんですか。

不祥事件なんですね、そういう意味では。

銀行協会さんとして犯罪だというふうな認識をされたんですか。

裁 判 所

不祥事であるという認識です。犯罪かどうかというのは裁判の過程で明らかになっていく話ですね、それは。

全銀協さん、あるいは東銀協さんとしても自らは事情聴取とか、調査をされたことはないということでしょうか。

してませんね。調査権がありません。

(以上 藤 巻 睦 子)

各銀行がそれぞれの考え方で、BIS規制をクリアしようという経営判断をなされたということはよろしいですね。

はい。

そういうことの中で銀行が自分のお客に対して貸出しをする際も、約束手形を使って、したがって手形貸出しをしたようにして、しかし、手形貸出しをするには担保がなければできないものですから、担保にする預金を作ると。で、預金と手形が一体となりますね。

(うなずく)

預金を担保とする手形債権というのがあります。これをノンバンクに譲渡する、あるいは手形ですから割引でもいいですが、手形売買ですけれども、そういうやり方をしているというケースを聞いたことはありませんか。

いや、ないですね。

ありませんか。

裁 判 所

記憶にないです。

銀行業務の詳しい実務は余り知らないということでしょうか。

そうですね、銀行協会ですのでね、フレームワークですね。

約束手形を見るとかそういう仕事はされますか、していませんか。

約束手形を実際に見るといことはありません。それは私どもの手形交換所というところの部署の人間は見ますけれども、私自身は日常の業務において見ることはありません。

先ほどちょっと出ましたけれども、一銀行だけじゃなく、富士銀行のほかに東海銀行、それから協和埼玉銀行という銀行ではほぼ同時に不祥事が発覚をしたということ、これは銀行全体の問題だということふうにお考えになったということですけれども、銀行全体の問題というか、その体質というか、なぜこういう問題が起きたんだろうかということについての銀行協会のほうの分析はどういうことだったんでしょうか。

いや、当時、何が主要な原因かについての分析まではやってないですね。既にそういう事件が起きたという事に対して、じゃどう対応しようかというのを、その対応の仕方というんですかね、それを決めようということだったんで、元々そういう事件が起こるバックグラウンドというか、そういったものの分析というのはいしてないですね。

BIS規制のクリアのための一つの方策として、同時にやったんじゃないかというようなことは考えなかったですか。

いや、協力預金だけの話をしますと、預金というのは資産にはならない。ですからBIS規制には関係ないですよ。

そうですね、だから協力預金だけでは駄目ですよ。

ええ、関係ないですよ、預金は。

要するに私の質問はね、そういう三つも、あるいはもっとあったのかどうか

裁判所

分かりませんが、三つは少なくとも発覚したわけですよ。

ええ。

そういう背景に、BIS規制クリアのための収益活動というのがあったのではないかという認識は、当時、銀行協会としてはなかったのでしょうか。

BIS規制をクリアするためにそういうのが行われたという認識はないですね。なぜかと言いますと、当時、みんな銀行が八パーセント以上クリアしてましたんで、BIS規制をクリアするために行ったという認識はなかったです。

あるいはその八パーセントを維持するというやり方もありますよね。

そうですね。それはそれぞれの銀行さんによって比率が違いますから、今回、こういう機会だったんで東海銀行さんのも調べてみましたけれども、三年の三月のときは八・九パーセントありましたんで、それだけあれば、あえてBISの達成のためにということとは外形的

なものは判断がつかないということですね。

平成三年三月ですか。

そうですね。

その前の年はどうだったですか、記憶ありますか。

記憶はないです。

下がってたんじゃないですか。

三年の三月が八・九パーセントで、四年の三月は八・三パーセントぐらいだと思います。で、またその翌年は八・九パーセントぐらいにまた戻ってますね。

平成二年ごろはどうだったですか。

平成二年は記憶にないですね。ただ八パーセントは超えてたと思います。・・平成元年に一〇パーセントぐらいあったのは記憶してますね。二年の数字はちょっと覚えてないですけども、八パーセ

裁判所

ントはクリアしてましたね。

そういう不祥事件が発覚したということで、監督をする大蔵省が大蔵省検査というんですかね、銀行を検査したということはご存じですか、東海銀行なら東海銀行でよろしいですが。

いや、知りません。

それは関係ないですか。

はい。

分からないということですね。

分かりません。

平成二年一月一日

東京高等裁判所第一刑事部

裁判所書記官

菊

池

弘

子

(以上 泉田伸江)

裁判所速記官

泉 藤

田 卷

伸 睦

江 子

裁
判
所

最高裁判所 九号の二

皆様、この証言を検証することで、(第1章) 政府金融首脳は、国際金融市場で我が国の「銀行を生き残らせる」ことこそ、幻の経済大国を維持する重要な証として、国際金融市場の番人である国際決済銀行(BIS)を欺く国際金融政策、国際金融戦争の『武器』を民間企業「銀行」に認めたのです。



大蔵省「銀行局」の指示で、一般貸出債権の流動化について、検討する場として住友銀行・富士銀行・三菱銀行・東海銀行の四行から成る作業部会を設置した。

都市銀行が「企業向けを中心とした一般貸出債権の流動化について検討を始めた」この事実が以下立証する『他行預金担保融資取引』の端緒なのです。

皆様、我が国の金融経済社会を牛耳る金融護送船団の正体を知ることです！

私が、本件詐欺事件話を単なる詐欺事件のデッチ上げでなく、国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』マネーゲーム「国政と金」その醜い利権政治の破滅と司法機関（警察・検察・裁判所）の崩壊を『検察の闇』闇の執行人柳検察官貴殿が回避したのです。

全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」が全国銀行に宛てた通達を御検証ください。



平 3 企 画 第 3 0 5 号
平成 3 年 9 月 1 7 日

全 国 銀 行
企 画 担 当 役 員 殿

全 国 銀 行 協 会 連 合 会
社 会 的 責 任 に 関 す る 委 員 会
委 員 長 渡 辺 泰 行

業務運営体制のあり方等に関する改善措置
について（その 1）

当連合会においては、最近における一連の不祥事件の発生等に鑑み、8月2日に、銀行の業務運営体制のあり方について申し合わせを行う等の対応を進めて参りました。各銀行におかれましても、この趣旨に沿って業務運営全般にわたって総点検を実施されていることと存じます。

当連合会においては、さらに過般の大蔵省からの要請「金融システムの信頼回復のための措置」などを踏まえ、9月2日の当委員会において別紙1の7項目について関係専門委員会で検討することを委嘱いたしました。その結果、去る13日の当委員会において、検討事項のうち、(1)事務管理体制の見直しについて、(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて、(3)他行預金担保融資の厳正化についての3点について、別紙2～4のとおり取りまとめ、本日の理事会に報告いたしました。

つきましては、本件の周知徹底ならびに実施について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

おって、正式の通達は、全ての検討項目について当面の改善措置の取りまとめが終了した後、全体の整合性等も勘案のうえ集大成を行い、理事会の決定を経て、改めてご連絡申し上げることとしておりますので申し添えます。

以 上

当連合会においては、さらに**過般の大蔵省からの要請『金融システムの信頼回復のための措置』**などを踏まえ

全国銀行協会連合会、「社会的責任に関する委員会」が、当連合会においては、さらに過般の**大蔵省からの要請『金融システムの信頼回復のための措置』**などを踏まえ、全国銀行に『(1)事務管理体制の見直しについて(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて(3)**他行預金担保融資の厳正化**について、別紙2～4のとおり取りまとめ本日理事会に報告いたしました』と通達した。

全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」が全国銀行の企画役員宛に到達した『**他行預金担保融資の厳正化**』、全国銀行の企画役員が「BIS規制8%」クリア操作を認めた揺るぎない「証」です。

注目してください。

昭和63年から自己資本比率算定上のリスク・ウェイト20%で「BIS規制8%」クリア対策を実行した他行預金担保融資「銀行⇔ノンバンク」の取引が『本年3月末以降、他行預金担保融資の自己資本比率算定上のリスク・ウェイトが前述した通り100%に高められたことも鑑み』となり**厳禁**されたのです。

つまり、『本年3月末以降、他行預金担保融資の～安易な他行預金担保への依存を見直すとの観点から・・・』全国の銀行が、他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を実行していたことを立証し、全国銀行協会連合会が**厳禁**したのです。

そこに、ノンバンクが被害者になれる
「犯罪」は何処にも存在しないのです！

ノンバンクは、金融期間内限定条件として認められた「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」以外に銀行とは経済取引が出来ないのです。当然のことですが、銀行員個人とも絶対に経済取引は出来ないのです。

本件は、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げた！

大蔵省「銀行局」の手先になった『検察の闇』闇の執行人柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件をデッチ上げた、貴殿の手口「その1」から「その6」司法検察を護るため自らの「身の栄達の為の嘘の重ね塗り」を強行した。

貴殿が銀行員と司法取引して嘘の「上申書」を作成した。この「上申書」に合わせた「供述調書」を「逮捕するぞ！」・「起訴するぞ！」と脅し、立証証拠をコピー偽造するなどした、確信的犯罪行為を明らかにして参ります。